

福岡市農林水産業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる農林水産業関係補助事業の適正な執行を図るため、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

(1) 農林水産業の補助事業者

農林水産業の法人その他市長が認める農林水産業の補助事業を行う者をいう。

(2) 事業費

市長が当該事業に必要と認める経費。ただし、賃金及び歩掛は原則として次による。

ア 賃金は一般職種別賃金表による。

イ 歩掛は標準歩掛表による。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合を除く。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がない者。

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(確認方法)

第4条 前条の確認方法については次のとおりとする。

(1) 前条第1号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第12号）に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(2) 前条第2号に規定する要件については、市長が申請者の同意（様式第14号）に基づいて警察への照会確認を行うものとする。ただし、前条第2号に規定する要件を満たしていることが明らかな場合はこの限りではない。

(補助率等)

第5条 市長は補助事業者が行う事業のうち適当と認める事業費に対し、予算の範囲内において別表に定める補助率又は補助額により補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項第3号に定める事業計画及び収支計画は次のとおりとする。

(1) 事業計画説明書 様式第1号

(2) 収支予算書 様式第2号

2 規則第4条第1項第4号に定める事項は次のとおりとする。

(1) 事業の施行に関する決議書

(2) 団体規約

(3) 許認可を要するものは、その認可を証する書類の写

3 申請者は、規則第4条に定める申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(不承認の通知)

第7条 規則第5条第3項に定める通知は次の様式による。

補助金交付不承認通知書 様式第3号

(計画変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める補助事業の内容、経費の配分又は執行計画（以下「事業計画」という。）の変更について市長の承認を要しないものは、当該事業計画内容の10%以内とする。

2 市長の承認を受けるべき事業計画内容の変更は事業計画変更承認申請書（様式第4号）により申請しなければならない。

3 前項の申請には、事業計画変更説明書（様式第5号）を添付しなければならない。

(事故報告書)

第9条 規則第6条第1項第2号及び第3号に定める承認及び報告については、事業事故報告書（様式第6号）により市長の承認又は指示を受けなければならない。

(計画変更承認の通知)

第10条 市長は、第6条及び第7条に基づく事業計画変更承認申請書及び事業事故報告書を受理した場合は速やかに審査及び調査を行い、適当と認めたときは、事業計画変更承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

2 前項の審査及び調査の結果不相当と判断したときの通知は第7条を準用する。

(補助金の交付条件)

第11条 補助金の交付にあたっては、規則第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者は当該事業に着手したときは、すみやかに事業着手届（様式第8号）を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた補助事業者は取得した当該事業の成果に係る毎年度の利用実績を実施した年度の翌年度から別表に掲げる期間、利用実績報告書（様式第9号）により次年度の4月末日までに報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条に定める実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績説明書 様式第10号
- (2) 収支決算書 様式第11号

- 2 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第14条に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第22条に定める市長の承認を受けなければならない期間は当該事業を実施した年度の翌年度から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）に規定する耐用年数期間とする。ただし、市長が特に定める場合はこの限りではない。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、農林水産局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は昭和46年度分事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

水産ベンチャー育成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱別表に定めるその他農林水産業振興上市長が必要と認める事業のうち、漁家・漁業経営体・水産加工業団体等水産業者が新しい事業創出のための活動費について、その一部を助成する水産ベンチャー育成支援事業への補助金交付について必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 漁家・漁業経営体・水産加工業団体等水産業者に対して、新しい事業創出に必要な事業活動、企業的経営導入による水産業の生産活動・流通改善活動等に関する事業の提案を受け、市が事業展開を支援することにより、事業の実現を図るとともに、地域の水産業・水産加工業の振興に貢献することを目的とする。

(事業内容)

第3条 補助対象となる事業は、水産ベンチャー支援のための事業とする。

(募集)

第4条 募集は公募とする。

(対象者)

第5条 この事業が対象とする者は、福岡市内で水産業、水産加工業を営む個人及び団体とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象とする経費は、事業の展開を図るうえで、必要な経費とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原材料及び副資材購入に要する経費
- (2) 構造物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
- (3) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
- (4) 広告宣伝費、出店経費
- (5) 人件費（ただし、50万円を限度とする。）
- (6) 上記以外で、事業を達成するために、市長が特に必要と認める経費

(審査等)

第7条 市長は、申請者が提出した事業計画書について、別に定める審査方針に従い、審査等を行うものとする。

- 2 審査会は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員からなる委員により構成する。
- 3 審査会の委員は、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(補助金の交付)

第8条 市長は補助対象者が実施する事業に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 事業の実施にあたっては、事業実施の計画について市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助率は対象事業費の1/3以内とし、補助額は100万円を限度とする。
- 4 補助金の交付は、1事業あたり1回限りとし、複数年度は対象としない。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要領の定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人で役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる

(他の規則との関係)

第10条 補助金の交付については、この要領に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則(昭和44年規則第35条)及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱によるものとする。

ただし、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱第4条ただし書きの滞納がない証明書については、審査選考終了後に提出を求める場合がある。

(その他の事項)

第11条 この要領に定めのない事項は、水産振興課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日をもって廃止する。